

## 流域別下水道整備総合計画と流域下水道——中 川 幸 男

都市周辺では悪臭をはなち、魚が住めない河や湖沼が多いのが現状であるが、これを本来の自然の姿へ戻すためには、流域内の幾つかの行政区域から発生する汚水による汚濁に対して広域的な行政の中で秩序正しく効率的に行われる水質保全対策が必要となる。

一方、このような汚濁の進行に対して、主要水域ごとに水質環境基準が設定されているが、この環境基準達成のための施策としては①排水等の規制の強化、②下水道等公害防止施設の整備の促進、③土地利用および施設の設置の適正化等、④河川流況の改善等、⑤監視・測定の体制の整備、⑥汚水処理技術の開発の促進、⑦地方公共団体に対する助成等があるが、個々ばらばらに行われたのでは、その効力は弱いので流域全体についての一つの長期的見通しにたって、国・地方公共団体、汚水の排出者がそれぞれ一致協力してこそ初めて目標の達成が図られるものである。

これらの諸対策の中でも、下水道は都市生活の営みによって排出されるもろもろの汚水を浄化処理する施設として不可欠の社会資本であり、水質環境基準の達成と流域内の下水道整備とは表裏一体をなすものである。したがって、その整備については、水域の水利用の重要度、水質改善の緊急性等に対応して合理的な投資を行うため総合計画を策定し、これを上位計画として流域内で施行される各個別事業を実施する必要が生じる訳である。もし、仮に個別の下水道計画により各下水道事業管理者が

独自の判断のみによって事業を実施したとすれば、環境基準の早期かつ円滑な達成がむずかしくなって、たとえ一時的な達成が得られたとしても永続性に乏しく、やがては計画の再検討、施設の改善、増強等が必要となる可能を残すことになろう。今後の水質環境の改善を図っていくためには、急激な投資の増大が必要であり、その効率的な運用のため、総合的な下水道整備計画が望まれるゆえんである。このような観点から水質環境基準の類型指定のなされた水域については、その水質汚濁が2以上の市町村の汚水による場合には、総合的な下水道計画を策定すべき旨、下水道法第2条の2に規定されているのである。

流域別下水道整備総合計画の内容として、①当該流域において行う下水道の整備に関する基本方針を明らかにする、②下水道で下水を排除し処理しようとする区域を明確にして、水域に排出される下水について下水道で受持つべき区域を明らかにする、③下水道の幹線、ポンプ場、処理場など根幹的施設の配置・構造・能力を定める、④水質環境基準を効果的に達成するための下水道事業の実施順位を明らかにする等を定めるものとしている。また、総合計画は長期にわたる見通しのもとに策定する必要があり、そのため施設計画は原則として策定期より、20年後の予測に基づき計画することとしている。この20年間の整備計画の中では、国土建設の長期構成に基づく下水道のビジョンとして、昭和60年までに農山漁村

を含めて下水道を完備する等の整備方針が別にたてられているのでこれらを満足するような計画が必要であるし、水質環境基準の水域類型の指定に際して付されている達成期間を計画年次として、環境基準を満足できることが明らかでなければならない。

次に、流域別下水道整備総合計画の中で、20年後の姿を想定して求めた下水道整備区域に対して具体的な施設計画を検討することになるが、この場合、区域内の市町村を個々独立して公共下水道として整備するパターン、あるいは全流域を一つの流域下水道で一括処理するパターン、さらには幾つかの流域下水道と公共下水道の組合せによるパターン等、その整備の進め方は、区域内の市町村数が多くなるほど組合せの数はふえることになる。可能な限りの組合せ案について建設費と維持管理費の総費用を計算し、その最小のものをもって最適施設計画とするものである。流域下水道は一つの流域に存在する多数の市町村にまたがって設置される大規模な幹線管渠および処理施設をいうが、今後は、水質保全における流域下水道の役割は、ますます大きくなしていくものと思われる。

(筆者・建設省都市局下水道部)  
(下水道事業課 課長補佐)